

平成 23 年 4 月 4 日

食品中の放射性物質に関する当面の所見

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会

平成 23 年 3 月 11 日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後、周辺環境から放射能が検出されたことを受け、厚生労働省においては、3 月 17 日から、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された飲食物の摂取制限に関する指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第 6 条第 2 号に当たるものとして食用に供されることがないように規制する措置を講じてきた。

3 月 20 日、厚生労働大臣は、食品安全委員会委員長に対し「食品中の放射性物質について指標を定めること」について意見を求めたところ、3 月 29 日、食品安全委員会委員長より、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（以下「緊急とりまとめ」という。）が示された。

さらに、4 月 1 日、原子力災害対策本部は、この「緊急とりまとめ」及び原子力安全委員会の助言を踏まえ、当分の間、現行の暫定規制値を維持することが適当である旨の見解を示した。

かかる事態は我が国の歴史ではかつて経験がないものであり、本分科会としては、厚生労働省が緊急に暫定規制値を定め、食品衛生法第 6 条第 2 号に基づく規制を講じた取組みについて妥当と考える。

また、食品安全委員会の「緊急とりまとめ」においては、暫定規制値

の根拠とする等価線量又は実効線量について、これを変更すべきとせず、また、引き続き「今後、諮問を受けた内容範囲において食品健康影響評価を行う。」としていること、及び原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部見解は、放射性物質の放出が依然として収束していないこと等にかんがみ、当分の間、現行の暫定規制値を維持することが適当である旨であること、以上をかんがみれば、現状においては、この暫定規制値を維持すべきものとする。

なお、食品安全委員会は、今回の検討について、「緊急的なとりまとめを行ったものであり、今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要があること」、「発がん性のリスクについての詳細な検討は行えていない等、さまざまな検討課題が残っていること、特にウラン並びにプルトニウムなどについては、曝露状況等も把握した上での評価、遺伝毒性発がん物質としての詳細な評価、あるいは各核種の体内動態等に関する検討も必要である。」などを指摘している。従って、本分科会は、今後、引き続き食品安全委員会による食品健康影響評価がなされた段階で、改めて本分科会の見解をとりまとめるものとする。

厚生労働省に対しては、放射性物質による健康影響についての国民の安全及び安心感を高めるために、①検査・モニタリング体制の充実、②きめ細かい規制の整備、③国民とのリスクコミュニケーションの内容及び機会の拡充、等に努めることを求める。

また、関係省庁及び自治体を含む全ての関係機関に対して、放射性物質による健康影響についての国民の安全及び安心感を高めるために、各々の職責を果たすとともに、相互に協力し合い、全力を尽くすことを期待する。